

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

金ヶ崎町長

市町村名 (市町村コード)	金ヶ崎町 (03-381)	
地域名 (地域内農業集落名)	街地区 (城内、矢来、まち、南町町下、壇原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

兼業小規模農家が多く、将来農業を主業として規模拡大志向の農業者が少ない。そのため、後継者の確保、育成が急務。遊休農地が存在しているが、ほ場条件が悪く農地として活用困難な農地も見受けられる。壇原地区については、宅地化が進んでおり、今後もさらに宅地化の計画が見受けられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

(壇原・矢来周辺)近隣他集落の中心経営体とも連携を図り、地域内外の中心経営体を中心に農地の集積を図る。
(寺下・下庄周辺)入り作も多いため、他集落の中心経営体と連携し農地集積を進める。また、都市計画用途地域内であっても農地中間管理事業の活用ができるため、農地中間管理事業を導入し農地の集積・集約化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	90 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	90 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び農業振興地域内農用地区域外農地(白地)の一部を農業上の利用が行われる区域とする

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
家族経営での営農継続が困難になった場合は、農業委員に相談し農地中間管理事業を活用し、中心経営体へ農地集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
寺下・下庄周辺地域については、他集落の中心経営体が耕作しているものの、集約化が図られていない作業効率も悪いため、農地所有者への説明会の開催などを通じ事業への理解を得ながら、農地中間管理事業を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手農家が多くない地区のため、できる範囲で家族などによる経営を継続する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--